

報道発表資料

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > 詳細

平成29年度 書道2における「篆刻」の指導未実施について

代表連絡先	教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ ダイヤルイン番号:06-6946-2387 メールアドレス: kotogakko-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp
-------	--

提供日	2018年5月21日
提供時間	14時0分
内容	<p>平成29年度に府立高等学校で実施した科目「書道2」において、学習指導要領に定められている一部の内容を、実施していなかったことが判明しました。 このような事態を招きましたこととお詫びいたしますとともに、今後、再発防止に取り組んでまいります。</p> <p>1. 事案の概要 学習指導要領に、「書道2」の学習内容として定められている「篆(てん)刻」を実施していない学校があるのではないかと問い合わせが外部からあり、府立高等学校(152校)に調査を行ったところ、7校(329名)で実施していなかったことが判明した。 ※篆(てん)刻:おもに篆(てん)書を用いて、石などの印材に文字を刻んで印を制作すること、またその印を作品に押すなどの表現活動のこと</p> <p>2. 該当する府立高等学校 港、枚方、門真西、藤井寺、箕面東、布施北、高津の各高等学校</p> <p>3. 経緯 4月3日(火曜日) ・外部より、「学習指導要領解説において、『書道2』では『篆刻』については必ず扱うものとされている。府立高等学校のシラバス(指導と評価の年間計画)で、記載のない学校が複数あるが、『篆刻』について授業で扱っているのか。」との問い合わせがあった。 4月18日(水曜日) ・府立高等学校に対し、「篆刻」の指導実施状況について調査を実施。 (調査期間:4月18日から4月20日まで) 4月20日(金曜日) ・調査の結果、未実施の学校が7校あることが判明。 5月10日(木曜日)から11日(金曜日) ・「篆刻」が未実施であった学校において、当該生徒へ謝罪と説明を行うとともに、保護者へ文書で謝罪と説明を行った。</p> <p>4. 今後の対応 既に認めた履修・単位や評価(成績)の取り消しなどは行わないが、放課後や休業期間等を利用して、各校で当該生徒への補習を行う。</p> <p>5. 原因 ・「書道2」において「篆刻」を扱うこととされていることについて、当該校の担当教員の認識が不十分であった。 ・教育庁として、各府立高等学校に対し、「書道2」における「篆刻」の取り扱いについて周知をしていたものの、不十分であった。</p> <p>6. 再発防止策 府立高等学校校長会などの場で、今回の事案を周知するとともに、「書道2」の学習指導要領の内容の取扱いについて、説明会などを通して周知徹底を図る。</p>
資料提供ID	30917

[報道発表資料のトップへ](#)[ページの先頭へ](#)